

# 平成27年第1回定例会議事日程（第4号）

平成27年3月19日（木）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第1号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 吉富町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 吉富町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第9号 吉富町保育所の保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第13 議案第11号 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第14 議案第12号 平成26年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第13号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）について
- 日程第16 議案第14号 平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 議案第15号 平成27年度吉富町一般会計予算について
- 日程第18 議案第16号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第19 議案第17号 平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第20 議案第18号 平成27年度吉富町奨学金特別会計予算について
- 日程第21 議案第19号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第20号 平成27年度吉富町水道事業会計予算について
- 日程第23 議案第22号 町道路線の認定について

- 日程第24 議案第23号 町道路線の廃止について
- 日程第25 議案第24号 吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第25号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第27 発議第1号 吉富町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年第1回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日 平成27年3月19日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 3月19日 10時00分  
 応 招 議 員 1番 是石 直哉 6番 丸谷 一秋  
 2番 山本 定生 7番 今津 時長  
 3番 太田 文則 8番 是石 利彦  
 4番 梅津 義信 9番 若山 征洋  
 5番 横川 清一 10番 花畑 明  
 不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	友田 博文
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	江河 厚志	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
教 務 課 長	田中 修		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	守口 英伸

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（花畑 明君） それでは皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（花畑 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、今津議員、若山議員の2名を指名をいたします。

---

#### 日程第2. 委員長報告

○議長（花畑 明君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

議案第1号から議案第23号までの22案件を一括議題といたします。

総務文教、福祉産業建設の各委員長から順次報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（横川 清一君） それでは、総務文教常任委員会審査報告を行います。

1. 議案第1号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について。
  2. 議案第2号教育長の勤務時間等に関する条例の制定について。
  3. 議案第3号常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
  4. 議案第4号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
  5. 議案第5号特別職の非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
  6. 議案第6号吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について。
  7. 議案第7号吉富町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。
  8. 議案第10号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について所管事項。
  9. 議案第12号平成26年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について。
  10. 議案第15号平成27年度吉富町一般会計予算について所管事項。
  11. 議案第18号平成27年度吉富町奨学金特別会計予算について。
- 去る3月6日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第1号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてです。

質疑では、教育委員長がいなくなり教育長に権限が全部移るのでしょうか、任期は、教育委員

が4年で教育長は3年と聞いています。その理由はあるのですか。

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うのが主旨と聞いています。間違いないですか。

国の関与の見直しを図るとはどういう意味ですか。

町も総合教育会議を設置すると思いますが、その内容の説明をしてください。構成員はどういう方々を考えているのですか等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第2号教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてです。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第3号常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第4号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第5号特別職の非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてです。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第7号吉富町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてです。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第8号）についてです。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、小学校のグラウンドの芝生工事で、水を使ったり、電気を使ったと思います。その支払いはどうなったのですか。

自由に使ってもらったということですか。

水道代、電気代は、小学校費の光熱水費の中から学校長の許可で、支払いをしたということですか。

駅前の補導は、青少年育成町民会議の皆さんが急遽見回りをしていただいています。そういうには予算は付いてなかったのでしょうか。

教育委員会は緊急のことに対応するということがあり、迅速な対応でいいなと思いました。そ

れを今後どのようにするのですか等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号平成26年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてです。

ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号平成27年度吉富町一般会計予算についてです。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、ふるさと吉富まちづくり応援寄附金について、昨今新聞を見ていると、寄附をしていただいた方に対して過剰なお礼をしているということで、国の担当課も指導しているという報道がありました。過度な物を差し上げるというのはいかなるものかと思いますが、今後もこの件については、今の本町のスタイルで臨んでいくということでしょうか。

小学校費の中に、芝生を寄附採納されると当然管理をしなければならないと思いますが、それはどこに入っているのですか。

駅前の非行生徒を見回るという活動をしていますが、その予算はどこに入っていますか。それに対応する会議でどうするのかということが必要だろうと思いますが、その予算措置はないのですか。

経費をかけて県の警察や専門家を呼び、実態を知っていただいて先進地はどうしているとか、ここにあったやり方を模索しないといけない。そのための新しい事業はないということですか等々の質疑がなされ、意見では、子どもたちの非行対策の件は少し甘いのではないかと。もう少し模索しないと現場は非常に困っています。子どもたちは5時ごろに集まって何かするそうです。5時半に皆さんが寄るころはいないし、我々青パトで8時から9時の間見回りをしてもそのころはもういません。皆さん貴重な時間を提供していただいて見回りをしていただき、それも大変有効だろうと思いますが、県や専門家の話を聞けばどんどん対策が進んでいくのではないかなど。ぜひとも教育長もそこを考慮していただいて、何か予算化につなげていただきたい等の意見がなされ、反対意見は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号平成27年度吉富町奨学金特別会計予算についてです。

ページを追って審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会審査報告を終わります。

○議長（花畑 明君） 続いて、福祉産業建設委員長。

○福祉産業建設委員長（丸谷 一秋君） 福祉産業建設常任委員会審査報告。

1. 議案第8号吉富町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について。

2. 議案第9号吉富町保育所の保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について。
3. 議案第10号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について所管事項。
4. 議案第11号平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。
5. 議案第13号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）について。
6. 議案第14号平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について。
7. 議案第15号平成27年度吉富町一般会計予算について所管事項。
8. 議案第16号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計予算について。
9. 議案第17号平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について。
10. 議案第19号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計予算について。
11. 議案第20号平成27年度吉富町水道事業会計予算について。
12. 議案第22号町道路線の認定について。
13. 議案第23号町道路線の廃止について。

去る3月6日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第8号吉富町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

質疑では、利用者及び子どもたちに関して、今回の条例改正に伴い何らかの不具合や利用の仕方が変わることはないのか等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号吉富町保育所の保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

質疑では、この条例を廃止することによって利用者の不具合や使い方が変わるようなことは生じないか等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、児童福祉費の地域子育て支援訪問事業謝金の減額の理由は何ですか。

農家台帳管理システム構築業務委託料は、26年度から始まった事業だと思うが、どういう形で終わったのですか。

水産物供給基盤機能保全計画策定業務委託料が約400万円減額になっているが、その理由を求めます。

住宅費について、山王団地2工区設計意図伝達業務委託料と山王団地2工区建設工事費の内容について、減額の説明と執行した内容の説明を求めます。

執行残がこれぐらい出たということは、補助率も変わるのでですか等々の質疑がなされ、意見等

は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、下水道区域外流入分担金の説明をしてください。

クリーンセンター等保守点検委託料の減額の理由は何ですか等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号平成26年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号平成27年度吉富町一般会計予算についてであります。

所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、新規事業の介護予防・日常生活支援総合事業費の説明を求めます。

認知症地域支援推進員は看護師でということだが、新規で今から募集をかけて、あいあいセンターの管理をするのですか。

講師謝金は「さわやか財団」と打ち合わせ中ということだが、誰に向けた講演会をするのですか。

ミニデイサービス事業委託料は、4、5時間で行うという説明でしたが、町が直轄ですのですか。町内の施設でしてくれているところに出す補助金ということですか。

総合支援事業補助金を社協に依頼してするということがあったが、ヘルパー事業も社協がすることになるのですか。

児童福祉費の放課後児童支援員報酬について、4月から直営ですということだったが、この内容で行えるのですか等々の質疑がなされ、意見では、子育て支援事業についてはぜひとも成功してほしいので、頑張してほしいと思うのですが、山王住宅については、我々議会のほうも2年ほど前から再三再四にわたって質疑や我々から意見を述べています。これが最終工事ということですが、まだまだ我々に対してしっかりと説明がないと思いますので、これについて私は賛成できかねますので、反対をいたします等の意見があり、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、保険財政共同安定化事業交付金が、前年度と比べてかなり増えているが、その説明を求めます。

保険財政共同安定化事業交付金は、年齢構成が高いところのほうが有利等、メリット、デメリットがあると思うのですが、吉富町の場合はどっちに入るのですか。

直近の滞納世帯数、短期保険証の発行数はどれくらいありますか等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、後期高齢者医療は、広域連合が主体となっていますが、低所得者の保険料の特例軽減の本町の直近がどれくらいの件数、あるいは金額になるのかがわかりますか等の質疑がなされ、意見では、町独自ではなかなか把握できないものが特別会計で上がっています。制度そのものには私は矛盾を感じています。また、アベノミクスによってデフレ脱却などの報道があります。それによって年金の支給額も減るといふ報道もありますが、その中で低所得者あるいは年金生活者に何一つこの制度に良いことはありません。格差は広がる一方です。制度そのものに対して反対する意味で、私は反対します等の意見があり、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計予算についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号平成27年度吉富町水道事業会計予算についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号町道路線の認定についてであります。

質疑では、この道路は、6メートル幅道路ですか等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号町道路線の廃止についてであります。

質疑では、この町道は、以前議会で否決した案件と同様の内容だと思いますが、今回廃止を必要とすることについて、もう一度説明してください。

これが廃止にならないと別府住宅は建てられないということですか等々の質疑がなされ、意見では、別府住宅については、議会に内容について詳しい説明が来ておりません。この町道路線については、今性急に廃止する必要があるのかどうかという疑問が残りますので、反対いたします等の意見があり、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、福祉産業建設委員会審査報告を終わります。

○議長（花畑 明君） 以上で委員長報告を終わります。

---

### 日程第3. 議案第1号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第3、議案第1号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4. 議案第2号 教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第4、議案第2号教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第5. 議案第3号 常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（花畑 明君） 日程第5、議案第3号常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第6. 議案第4号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（花畑 明君） 日程第6、議案第4号職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第7. 議案第5号 特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（花畑 明君） 続いて、日程第7、議案第5号特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第8. 議案第6号 吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（花畑 明君） 日程第8、議案第6号吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第7号 吉富町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第9、議案第7号吉富町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10. 議案第8号 吉富町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第10、議案第8号吉富町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11. 議案第9号 吉富町保育所の保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（花畑 明君） 日程第11、議案第9号吉富町保育所の保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12. 議案第10号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（花畑 明君） 日程第12、議案第10号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13. 議案第11号 平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（花畑 明君） 日程第13、議案第11号平成26年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14. 議案第12号 平成26年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について

て

○議長（花畑 明君） 日程第14、議案第12号平成26年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第13号 平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)

について

○議長(花畑 明君) 日程第15、議案第13号平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(花畑 明君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(花畑 明君) 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(花畑 明君) 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(花畑 明君) 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16. 議案第14号 平成26年度吉富町水道事業会計補正予算(第4号)について

○議長(花畑 明君) 日程第16、議案第14号平成26年度吉富町水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(花畑 明君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(花畑 明君) 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(花畑 明君) 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案

は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

日程第17. 議案第15号 平成27年度吉富町一般会計予算について

○議長（花畑 明君） 日程第17、議案第15号平成27年度吉富町一般会計予算についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

山本定生議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本定生。議案第15号平成27年度吉富町一般会計予算に対する反対討論を、以下の理由から反対いたします。

1つ、新規事業として計上された公営住宅建設事業（山王団地第3工区）であるが、そもそも平成24年度予算計上時から、議会が何度も協議や計画の見直しについて提案をしてきたが、本日まで何も行われないうまま、最終工事である今回の第3工区建設事業費が計上されている。この超豪華住宅を福祉施策であるはずの住宅に困窮する低所得者世帯向けに建設を続けることは、将来の町と未来の子どもたちへその遺産を残すことにつながり賛成することはできない。

2つ、そもそも町の多大な財源を使って、この超高級住宅をつくり続けることこそ賛成できかねる。家賃は近隣の同住宅より安価に設定する必要があり、共益費も駐車場代も徴収しない最安価家賃設定である。公平性も民業への圧迫も不安なまま、今後の運営費・管理費を含めて、町の債務を未来への負担とすることには賛成できない。

以上の理由から反対いたします。以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに反対討論はございませんか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 反対をいたします。

理由は、先ほどの山本議員のとおりであります。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 反対討論はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（花畑 明君） 起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18. 議案第16号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計予算について

○議長（花畑 明君） 日程第18、議案第16号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第16号を採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第17号 平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（花畑 明君） 続いて、日程第19、議案第17号平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

是石直哉議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 1番是石直哉です。平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について反対討論をします。

委員会で指摘したとおりではありますが、加えて高額所得者の負担増は理解できる、当然だと思いますが、しかし、年金収入のみの方々にとって所得生活費に占める保険料、医療費の割合はかなり大きく、健康で文化的な最低限度の暮らしが保障されているか、憲法に照らしてみても甚だ疑問だと思う。私は、立憲主義の立場からも同予算には反対します。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 後期高齢者医療会計は、ぜひとも守り通さねばならない会計であります。賛成いたすものであります。

○議長（花畑 明君） ほかに賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（花畑 明君） 起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決をされました。

---

日程第20. 議案第18号 平成27年度吉富町奨学金特別会計予算について

○議長（花畑 明君） 日程第20、議案第18号平成27年度吉富町奨学金特別会計予算についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

日程第21. 議案第19号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（花畑 明君） 日程第21、議案第19号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（花畑 明君） 賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第22. 議案第20号 平成27年度吉富町水道事業会計予算について

○議長（花畑 明君） 日程第22、議案第20号平成27年度吉富町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決をされました。

ぜひ、質疑がない反対討論、賛成討論のないときは、是石直哉議員のようにはっきりとお示しをいただければ幸いです。

---

### 日程第23. 議案第22号 町道路線の認定について

○議長（花畑 明君） 日程第23、議案第22号町道路線の認定についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決をされました。

---

#### 日程第24. 議案第23号 町道路線の廃止について

○議長（花畑 明君） 日程第24、議案第23号町道路線の廃止についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。議案第23号、町道路線の廃止への反対討論を行います。

以下の理由で反対討論いたします。

今回の、別府町営住宅2号線の町道廃止は、町営別府団地新築のために行うとの説明である。別府住宅老朽への対処は早急に必要ではあるが、そもそも今回の計画である高層5階建てエレベーターつきが、吉富町に必要であるのか。

別府住宅建てかえである吉富町町営住宅長寿命化計画そのものも、議会がともに協議して、よりよいものに進めようと何度も提案してきたが、本日まで検討はおろか、議論さえも行われてこなかった。そのような中で、今回の別府団地新築工事に伴う町道路線の廃止は、早計であり、再度、議会と別府住宅の今後である別府団地のあり方も含めて議論を進めることとして、反対いたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 是石です。ただいまの山本議員の反対討論を聞いて、まことにそうだなと思いました。

反対をいたします。

○議長（花畑 明君） 賛成討論はございませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 5番席、横川です。賛成討論いたします。

この町道路線の廃止については、次期の別府住宅新築工事にかかわるものであって、今、行政としてはスピードとタイミング、どなたかがいつもおっしゃっていますように、次年度の地方創生については必ず必要なことだと、私は吉富町にとっては大事なことだと思います。

まずワンステップ先に進めて、次の建物については次期のどなたかが議会の中で十分質問し、行政のほうで答弁すると思いますので、私はスピードをもって進めていただきたいと思うことで賛成討論といたします。

○議長（花畑 明君） ほかに賛成討論はございませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席4番、梅津です。先ほど賛成された議員と同様の意見で、賛成といたします。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。御異議がございますので、起立により、採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（花畑 明君） 起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第25. 議案第24号 吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

### いて

## 日程第26. 議案第25号 平成26年度吉富町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（花畑 明君） 次に、本日追加提案がございました。日程第25、議案第24号と日程第26、議案第25号の2案件を一括議題といたします。

では、事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（守口 英伸君） 議案第24号、吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第25号、平成26年度吉富町一般会計補正予算（第9号）について。

以上です。

○議長（花畑 明君） 町長に、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 本日、条例案件1件、予算案件1件の計2件について追加提案をいたします。

提案理由について、御説明申し上げます。

議案第24号は、吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

まち・ひと・しごと創生法に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定と効果検証について、専門的見地からの意見を聴取するための有識者会議を設置するため、吉富町附属機関に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第25号は、平成26年度吉富町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

歳入、歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億8,873万2,000円とするものであります。

歳入では、国の平成26年度補正予算で創設されました地域住民生活等緊急支援のための交付金交付限度額3,707万6,000円全額と、特別交付税2,192万4,000円の補正。

歳出では、地域住民生活等緊急支援のための交付金を充てる事業のプレミアム商品券発行事業1,380万円、まち・ひと・しごと創生関連事業3,670万円、並びに本交付金事業を効果的に実施するため、町公式ホームページリニューアル業務850万円を補正するものであります。

なお、補正予算額の地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業につきましては、翌年度に繰り越し実施を予定しております。

以上、提出議案については、行政運営上重要なものであります。なにとぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） 日程第25、議案第24号吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明申し上げます。

議案第24号は、吉富町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

先般、国が制定しました、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定とその効果の検証につきまして、専門的な見地からの意見を聴取するため、「吉富町まち・ひと・しごと創生有識者会議」を地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として設置したいので、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、お配りしておりますお手元の資料、資料ナンバー7の新旧対照表を御参照ください。棒線の箇所が、今回の改正で追加されるものでございます。そこに記載されているとおりでございます。

続きまして、また議案のほうに戻っていただきたいのですが、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（花畑 明君） では、これから質疑を行います。本案に対しての御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。

今、説明の中で、資料ナンバー7で、文言の追加、一文追加の今回改正とお聞きしましたが、その他の部分での改正とかはないでしょうか、お聞きします。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） その他の改正はございません。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。これにて質疑は終わりたいと思います。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論を行います。まず、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決をされました。

日程第26、議案第25号平成26年度吉富町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

まず、補正予算書の1ページをお開きください。歳入の2ページ、続いて歳入の3ページを、4ページに入ります。第2表、繰越明許費補正、事項別明細書、総括歳入の5ページ、同じく総括歳出の6ページを。次に、歳入の7ページをお願いします。歳出の8ページと9ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません、歳出の部分で、こちらの国庫支出金以外で一般財源からの内訳を、少し、どの部分が一般財源で充てているのかを教えてください。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 歳出のほうの合計の金額5,900万円でございますが、そのうち、今回、国からの交付金ということで3,707万6,000円、あと、一般財源としてそこに書いております2,192万4,000円というものがあるわけなんです。この一般財源で充てられるものとしましては、吉富町の公式ホームページのリニューアル、これは一般財源の中で、完全に充てられるものでございます。

あと、この交付金事業をやっていくに当たりまして、13節を中心に委託料がもろもろ含まれておりますが、これはあくまでも見積もりを徴した金額でございまして、今後、執行していくに当たり、もっと精査されていくものではございますが、今の段階で予算を可決していただいたあと、次年度に繰り越し関係もございまして、財源をそのあとの次年度でいろいろまたメニュー等も考えることとなりますので、財源をある程度持つておきたいということもありまして、一般財源のほうに2,192万4,000円というような金額になるんですが、そういった金額を組ませさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかにございませんか。

歳出8ページ、9ページ。よろしいでしょうか。

歳入歳出全般についての御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳入歳出全般で、今お聞きしましたが、とりあえずちょっと余裕のお金を持つておきたいということで、一般財源を投入したと。

先日、3,700万円が一応満額回答であったとお聞きしたんですが、この3,700万円というのは、どうなんでしょう。3,700万円に合わせてこの調整を図ったんでしょうか、それともある程度大きく出して、3,700万円が上限だったんでしょうか。どちらが先になるんでしょうか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回、国から示されています交付金の限度額が、この3,700万円という金額でございます。これを満額、町としてはいただきたいと思っておりますので、それ以上のメニューを用意いたしまして、あと以上のものが一般財源がついてるわけなんですけど、そういったことで、これを満額いただくためのメニューということで考えました。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） まあ、もらえるものはもらおうというのは確かにいいことですね。はい、わかりました。

それで、これは今、確か平成26年度第9号という最終予算、補正予算ということですね。先日、先ほど平成27年度当初予算が通されました。その中で、総合計画、次年度第4次総合計画というのがあると思うんですが、それにこれらはどのように絡んでくるんですか、どのように反映されるんでしょうか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

平成27年度の当初予算で組まさせていただいております吉富町総合計画の中期基本計画の策定があるんですが、これとこの地方創生の総合戦略、地方版の総合戦略、これにつきましては、その効果、目的等はかなり一致といたしますか、似通ったといたしますか、お互いの計画を整合性を持ちながら、進めなければならないと思っております。

ただ、この総合戦略もそうですし、基本計画もそうなんですが、その策定としては別物になります。

ただ、お互いが整合性を取り合いながら進めなければならないということになるかと思えます。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですね。今お聞きしたような、多分これは総合計画とは全く別物になると思うんですね。たまたま似たような方向を向いている可能性があるというだけです。

ね。ですから、この辺はうまくやっていってほしい、2つのお金を2つで無駄に使ってしまうようなことがあってほしくないということと、これ空き家が入っておりますので、先日の一般質問で言ったように、これ一回またやったから、はい終わりというふうになってほしくないんで、進捗状況、もちろんこういう計画を作った以上は、大体どれぐらいをめどに進めたいかというのがあると思うんですが、大体どのような形で進めるような予定でしょうか、ちょっと教えてください。

○議長（花畑 明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この地方版の総合戦略なんですが、26年度のこの補正予算を御議決いただきまして、27年度に繰り越したところで事業の策定、また、メニューの先行型につきましては、策定もしながら、そういった事業もこなしていくというような形になるんですが、一応27年度の事業では一回効果検証しなければなりませんので、策定のほうにつきましては、年内、12月をめどには策定しておかないと、ちょっとその年度末の検証まで間に合わないのかなというようなことで、ちょっとまだはっきりしたスケジュールはないんですが、そういったことで考えてございます。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。

続いて10ページ、お聞きください。給与費明細書。

以上、補正予算書全般についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。

一般会計補正予算第9号に対して賛成討論いたします。

今、るる説明を受けました、このお金はもらえる分3,700万円全額をもらおうという努力の結果だとお聞きしました。

第4次総合計画とは方向性が似てるということで、これをどうにかうまくやっていただいて総合計画の補填につなげていただければと思いますが、若干まだ、計画性について不透明な部分がありましたので、今後も十二分に検証しながら議会にも説明をいただいた上で進めてほしいとして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 再度、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決をされました。

執行部は退席をされて結構です。お疲れさまでした。

---

#### 日程第27. 発議第1号 吉富町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（花畑 明君） では、日程第27、発議第1号吉富町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（守口 英伸君） 発議第1号、吉富町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

以上です。

○議長（花畑 明君） 提出者に説明を求めます。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ただいま事務局に読んでいただきました、吉富町議会委員会条例改正の提案理由の説明をいたします。

既に御承知のとおり、このことにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行予定であります。あわせて地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）は改正されたことに伴い、吉富町議会委員会条例の一部改正の必要が生じました。

改正の内容につきましては、資料2枚目の吉富町議会委員会条例の一部を改正する条例の改正文。改正箇所は、資料3枚目、新旧対照表のとおり議会の委員会への出席説明要求を教育委員会の委員長でありましたが、委員長から、教育委員会の教育長に改めるものであります。

附則といたしまして、1項施行期日、この条例は平成27年4月1日から施行する。

2項経過措置、この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、教育長が、なお、従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の吉富町議会委員会条例第19条の規定は、適応せず、改正前の吉富町議会委員会条例第19条の規定は、なお、その効力を有する、ということであります。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（花畑 明君） では、これから質疑に入ります。本案に対しての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決をされました。

---

○議長（花畑 明君） 以上で、今期定例会に付議された議案は、全て議了いたしました。

これをもちまして、平成27年第1回吉富町議会定例会を閉会いたします。

4年間、つたない議会運営で、皆様には何かと御迷惑をおかけしたかと思っております。この場をお借りいたしまして、おわびと今までの御協力に対する御礼を申し上げます。本当にあ

ありがとうございました。

どうぞ、皆さんも御健勝にて今後の御活躍を心より御祈念を申し上げます。

以上で、閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午前11時13分閉会

---